

平成 22 年 6 月 11 日現在

研究種目：若手（スタートアップ）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20830143
 研究課題名（和文）著作権者の要求に応じたインターネット流通学術コンテンツの利用許諾に関する研究
 研究課題名（英文）Research on Licensing Terms about Delivery of Academic Contents via Networks, reflecting Backgrounds, Intentions, and Requirements of the Providers
 研究代表者
 井上 理穂子（RIHOKO INOUE）
 国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系 特任研究員
 研究者番号：10468548

研究成果の概要（和文）：インターネット上での学術コンテンツの流通における利用許諾について、利用許諾要件を統計的に調査し、利用許諾における文言の統一、著作権法上の文言との明確な関係付けが必要であること、さらに「著作権表示」要件の法的有効性について言及をした。

研究成果の概要（英文）：There are many kinds of licensing terms which are for academic content delivered over the Internet. This study clarifies requirements for effective licensing terms through the statistic research of these licenses.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	930,000	279,000	1,209,000
2009 年度	420,000	126,000	546,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,350,000	405,000	1,755,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権、学術コンテンツ、利用許諾

1. 研究開始当初の背景

論文や学術本などの紙媒体の学術コンテンツは、他の一般著作物と同様に出版という流通経路において販売・頒布されてきた。また、論文に関しては、図書館にて論文複写取り寄せなども実施されてきた。一方、論文、講義ビデオ、講義資料をデジタル化した学術コンテンツは、情報技術の発展により出現したものであり、インターネットという媒体により、人的、経済的コストを抑えた流通が可能となった。流通ルール（流通経路や収入モデル等）がすでに一定のものとなっている出版等と

は異なり、インターネットを介した学術コンテンツの流通では、著作権者の創作またはコンテンツ流通に対するインセンティブが金銭や名声、社会貢献等多種多様であるため、流通ルールへの要求も著作権者ごとに異なりうる。しかし個々の著作権者が、自己の要求を網羅的に満たすように流通ルールを検討し、さらに利用許諾条件という法的に矛盾のない形で定めることは難しい。このため、現在の学術コンテンツの配信では、会員のみ利用させたり、学術利用に限り一般に無料・無許諾で利用をさせるといった一律の利

用許諾条件のみが付され、自己の要求がその条件に合わない著作権者のコンテンツは流通していないのが現状である。

2. 研究の目的

インターネットを介した流通における学術コンテンツの権利の帰属や利用許諾形態などの現状を明らかにする。併せて、学術コンテンツのインターネット流通に対する著作権者（教員、研究者、大学、研究機関、学会等）の実際の要求や意図、背景を分析し、それらを反映した学術コンテンツの流通に関する利用許諾の法的問題点を明らかにする。

3. 研究の方法

現状のインターネット上における学術コンテンツ流通のための利用許諾を調査し、どのような利用許諾が使用されているのか、さらにはどのような文言が使用されているのか、統計的に分析した。さらに、利用許諾の法的な有効性について、裁判における法的救済の面から検討をした。

4. 研究成果

平成 20 年度は、まず国内の大学、研究機関、学会誌を発行している学会等に対して、学術コンテンツに関してどのような権利を、誰が保持しているのかについてアンケート調査を行い、現状を整理し明らかにする計画であった。しかし、アンケートを作成するにあたり、既存の配信サイトにおいて配信を行っている国内外の大学、研究機関、学会、教員、研究者などが提示している利用許諾条件に関する調査を先に行う方がアンケート内容の充実をはかることが可能であると分かり、まず利用許諾条件の現状を明らかにすることをを行った。日本オープンコースウェア・コンソーシアム（JOCW）の各会員校が規定する利用許諾を調査し、利用許諾における文言の統一、著作権法上の文言との明確な関係づけなど必要である点を明らかにした。また、各著作権者、機関がどのような利用許諾条件を提示しているかを調査し、利用許諾に一定の傾向がみられることがわかった。

平成 21 年度は、利用許諾条件＝ライセンスと解釈し、インターネット上でコンテンツを流通させる際のライセンスを特に検討した。インターネット上のコンテンツは、Creative Commons License などのように一定の要件は求めるが、利用、改変を認めるものが多い。ただし、著作権表示を要件とすることが一般的である。著作権表示の要件は、実際の裁判等になった場合、損害賠償請求は出来るとしても、差し止めまで求めることが出来ない場合があることが分かった。オープンソース・ライセンスというコンピュ

ータプログラムに関するライセンスがある。これは、Creative Commons License が作成された際、参考にされたものである。このオープンソース・ライセンスの種類の一つであるアーティスティック・ライセンス（Artistic license）の有効性について問われた判決がある。Jacobsen v. Katzer である。そのプログラムのコードを配布する際、元の著作権表示が失われないようにすることや、その後そのコードを改変して配布を行った場合にも、改変を追跡できるようにするための記述を行うことなどをライセンスは義務付けているが、Katzer は、そのコードの一部を修正して配布する際に、これらの条件に従わなかった。カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所では、これらの条件は、契約上の約束であって、ライセンスの範囲についての条件ではないとして、著作権侵害を否定し、差止請求を認めなかった。これは、高裁レベルでは差し戻しとなっているのであるが、利用許諾において、「著作権表示」を求める際に、「著作権表示を」ただ利用許諾に含めるだけでなく、何らかの対策を取る必要があることを指摘した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ① Fuyuki Ishikawa, Rihoko Inoue and Shinichi Honiden, "Modeling, Analyzing and Weaving Legal Interpretations in Goal-Oriented Requirements Engineering", Proceeding of The 2nd International Workshop on Requirements Engineering and Law (RELAW'09) at RE 2009, 1, 2009, pp.39-44
- ② 井上理穂子, 教育目的利用のための著作権制限とフェアユース規定導入の可能性, 情報ネットワーク・ローレビュー, 第 8 巻, 2009, pp27-37
- ③ 井上理穂子, デジタルネットワーク社会における著作物の教育利用に関する政策について, 情報通信学会誌, 第 87 号, 第 26 巻第 2 号, 2009, pp112-113

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① 井上理穂子, 教育（アカデミック）コンテンツのインターネット配信と利用許諾, 第 24 回日本教育工学会全国大会, 2008 年 10 月 11 日, 上越教育大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 理穂子 (RIHOKO INOUE)
国立情報学研究所・アーキテクチャ科学研究系・特任研究員
研究者番号：10468548